R02-39　改訂７版　農地転用許可制度の手引 改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　　目 | 改訂概要 |
|  | はじめに | ・「今回の改訂内容」等を変更 |
|  | 目次（本書の構成） | ・「甲種農地」「第1種農地」の項目順序を入替、新規項目を追加 |
| 6 | Ⅱ 制度の内容（表）許可申請者　第4条　　　　同　　　第5条許可不要の場合 | ・「（農地所有者）」を「（農地所有者等）」に変更・「（貸主）」「（借主）」を追加・「指定市町村」を追加 |
| 7 | Ⅲ　許可を要しない場合 | ・「一定の基準を満たす農作物栽培高度化施設で農業委員会に届け出し、受理された場合には農地転用に該当しない」旨の「なお書き」を追加 |
| 11 | ２　一般基準 | （新　規）・「（1）⑧建築条件付売買予定地で建築請負契約を締結する等の要件を満たすものは、宅地造成のみを目的とするものには該当しない」旨の取扱いを追加（新　規）・「（3）農地の利用集積、その他の地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがある場合」の基準を追加 |
| 1213 | 農地転用許可制度のフロー図許可不要の場合立地基準（甲種農地、第１種農地）一般基準 | （新　規）・「基盤強化法の農用地利用集積計画及び農地管理中間管理事業法の農用地利用配分計画の利用目的に供する場合」を追加・原則不許可の例外に「農畜産物処理加工・販売施設等」を追加（新　規）・「農地の効率的・総合的な農地利用」の基準を追加 |
| 31 | ２ 甲種農地の不許可の例外　⑧次に掲げるいずれかに該当する場合（令第4条第1項第2号へ） | ・「ア農村地域工業等導入促進法（農工法）による工業等導入地区内の施設整備」を「農村地域産業導入促進法（農村産業法）による産業導入地区内の施設整備」に変更（新　規）・「オ（地域未来投資促進法による）承認地域経済牽引事業計画に基づく施設整備」を追加 |
| 3335364748 | ３ 第１種農地の不許可の例外　③農地を農業用施設等に供する場合（令第4条第1項第2号イ、運用通知第2･1(1)イ（イ）ｃ（a））　④イ農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設（則第33条第2号、運用通知第2･1(1）イ（イ）ｃ（ｃ））　④エ集落に接続して設置される日常生活又は業務上必要な施設（則第33条第4号、運用通知第2･1(1)イ（イ）ｃ（e））　⑨ア農村地域産業導入促進法（農村産業法）による産業導入地区内の施設整備　⑨オ（地域未来投資促進法による）承認地域経済牽引事業計画に基づく施設整備 | ・「農業用施設」に「農業廃棄物処理施設」を追加・農作業に必要不可欠な農業用施設に「更衣室」「事務所」を追加また、農業用施設等の管理又は利用に必要不可欠な施設等に「更衣室」を追加・「人口減少、高齢化の進行等により雇用可能な農業従事者の数が十分でない等の特別の事情がある場合、都道府県知事が設定した基準（特別基準）により判断可能」な旨の「ただし書き」を追加・「一定の連続した家屋を中心として一定の区域に家屋が集中している場合は、一集落として取扱い可能」な旨の「ただし書き」を追加・「農村地域工業等導入促進法（農工法）による工業等導入地区内の施設整備」を「農村地域産業導入促進法（農村産業法）による産業導入地区内の施設整備」に変更、関係通知を変更（新　規）・「オ（地域未来投資促進法による）承認地域経済牽引事業計画に基づく施設整備」を追加、関係通知を追加 |
| 545657 | Ⅳ 一般基準１事業実施の確実性　⑧事業が工場その他の用に供される土地の造成のみを目的とする（則第47条第5号）３ 効率的・総合的な農地利用４ 一時転用の取扱 | （新　規）・「建築条件付売買予定地で建築請負契約を締結する等の要件を満たすものは、宅地造成のみを目的とするものには該当しない」旨の「なお書き」を追加（新　規）・「農地の効率的・総合的な農地利用」（農地法第4条第6項第5号）の項目・内容を追加（新　規）・「営農型太陽光発電設備は支柱の基礎部分について一時転用許可が必要」な旨の「なお書き」を追加 |
| 59 | Ⅴ 農地法第5条の許可基準　（農地法第5条第2項） | （新　規）・「五　農地又は採草放牧地の利用集積、その他の地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合」の項目・内容を追加 |
| 61 | 農地法附則第2項（農林水産大臣に対する協議） | ・農地転用許可に係る権限の地方移譲について、「2～4ヘクタールの農地転用に係る国との協議は廃止」「4ヘクタール超の農地転用に係る権限は、国との協議を付した上で都道府県等に移譲」する旨の説明に変更 |
| 64 | Ⅰ 農作物栽培高度化施設に関する特例（農地法第43条、第44条） | （新　規）・「農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設（農業用ハウス等）の底面とするために農地を全面コンクリートにする場合、同施設の用に供される土地は農地とみなされ、農地転用に該当しない」旨の説明を追加・「農作物栽培高度化施設に関する特例（施設の基準、施設設置者の届出、農業委員会の受理、設置後の確認業務等）」を追加 |
| 66 | Ⅱ 営農型太陽光発電設備の取扱い | （新　規）・「営農型太陽光発電設備の取扱いの概要（支柱の基礎部分について一時転用許可が必要）、一時転用期間の延長（3年→10年以内）、一時転用許可の条件等」を追加 |
| 67 | Ⅲ 違反転用に対する措置（農地法第51条） | （新　規）・「違反転用に対する措置の概要（違反転用行為及び罰則等）、違反転用に対する一般的な対応の流れ」を追加 |
| 72748190109後頁 | 参考資料農地転用の推移、違反転用の是正状況宅地分譲を目的とする宅地造成事業の特例措置一覧農地法関係事務に係る処理基準の一部改正について（抄）、「農地法の運用について」の制定について（抄）農地法関係事務処理要領の制定について（抄）農地法・農地法施行令、農地法施行規則（抄）三段表 | （新　規）・「農地転用の推移」「違反転用の是正状況（当該年に新たに発見した違反転用）」を追加・「宅地分譲を目的とする宅地造成事業の特例措置一覧」（リ農村産業法関連を変更、カ地域未来投資促進法関連を追加　等）（最新版に差し替え）（最新版に差し替え）（新　規）・「農地法関係事務処理要領の制定について（抄）」を追加（最新版に差し替え） |

※）上記の他にも内容・表記の見直し、条ずれの修正等を行っています。